

募集要項

「2023年度 奨学生」募集要項

1. 趣旨（当財団の目的）

愛知県内の高等学校に在学し、ひとり親家庭の環境にある生徒で、経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的とする。

2. 出願資格

つぎの本財団出願資格の各号の全てを具備する方であること、又はこれに準ずる方であること。

- (1) 愛知県内の高等学校に在学中で、学習意欲があり、人物・学業ともに優秀で、かつ心身健康であるが、学費が十分でないと認められる方。
- (2) 高等学校長から推薦され、中学3年間または高校での評定平均値が3.6以上（5段階評定）の方。
- (3) 学校教育法に規定される4年制大学への進学をめざしている方。
- (4) 学資の支援により、学業の向上に役立つと認められる方。
- (5) ひとり親家庭の環境にある方。
- (6) 他の民間団体等から、奨学生の給付を受けていない方、また受ける予定のない方。（ただし、貸与型奨学生との並行利用は可）
- (7) 市町村民税の非課税対象世帯に準ずる方
又は生活保護制度の生活扶助・生業扶助等の給付を受けておられる世帯
（本奨学生の申請をする前に、必ず社会福祉事務所の生活保護担当者に相談をしてください。奨学生の交付額が収入認定され、保護費が減額となる場合があります。）
- (8) 日本国籍を有する方

3. 募集人員 20名程度

4. 奨学生の額及び支給方法

- (1) 奨学生の額及び支給方法は月額50,000円 年額600,000円です。

当奨学生財団の奨学生は、特別な場合を除いて返済の義務はありません。

- (2) 支給年数は高校在学中とします。ただし、奨学生として相応しくないと判断された場合には、奨学生の支給を中止し、場合によっては既に支給した奨学生を返還していただくことがあります。

- (3) 4年生大学進学後は、継続して4年間の支給制度（継続審査を経て）があります。
- (4) 海外留学を希望する奨学生に対しては、留学支援制度あります。
- (5) 支給方法 小林奨学財団より本人の金融機関口座に振り込み
【4月～6月分を6月に、7月～9月分を9月に、
10月～12月分を12月に、1月～3月分を3月に支給予定】

5. 選考及び採用決定

- (1) 選考は高等学校から提出いただいた書類により、当奨学財団の選考委員、理事、評議員による書類審査を行います。
必要に応じて面接を行い、最終結果を高等学校宛に通知致します。
- (2) 最終結果は高等学校より、本人に通知していただきます。
- (3) 選考にあたっての審査内容は非公開とします。また、選考にかかる個人情報は部外秘として当奨学財団において厳重に管理します。

6. 出願手続き

- (1) 在籍する高等学校を通じて応募していただきます。
- (2) 各高等学校から複数名の応募も可能です。

【提出先】〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町6番23号
公益財団法人 小林奨学財団 事務局 宛
【連絡先】電話 (052) 819-6300

7. 出願期間

2023年5月25日（木）まで（必着）

8. 出願書類

- (1) 奨学生の願書
- (2) 作文 テーマ：高校で学びたいこと及び今後それをどのようにいかしていくか。800字程度（様式自由）
- (3) 志望者身上書
- (4) 学校長の推薦書
- (5) 卒業した中学校の成績証明書
※応募される本人が、卒業した中学校に発行を依頼して交付を受けてください。
- (6) 生計中心者・保護者全員の給与明細書等、世帯収入のわかるもの
(例) 直近の給与明細書のコピー 障害年金受給証明書のコピー など
- (7) ご自宅から面接会場までの交通費（所定フォームにてご提出ください）

9. 奨学生の義務

当奨学財団の奨学生に選ばれた場合には、以下の事項の履行について、誓約書を提出していただきます。

- (1) 年2回の交流会への出席。【7月と12月に開催予定】

【当財団は、奨学生とお会いできる機会として、重視しております。】

- (2) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当奨学財団の期待する奨学生に相応しい態度と言動をとること。

- (3) 奨学金は、学業のためだけに使い、他の目的には使用しないこと。

- (4) 奨学金の給付を受けた時は、ただちに奨学金受領書を提出すること。

- (5) 毎年度末に、学業成績証明書及び収支状況報告書を提出すること。

- (6) 誓約書に著しく違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること。

10. 奨学金の休止

奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかつたときは、奨学金の交付を休止することがある。

11. 奨学金の廃止

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍する学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 在学学校における学籍を失ったとき。
(2) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
(3) 学業成績または操行が不良となったとき。
(4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
(5) 奨学生として適当でない事実があったとき。

12. 注意事項

以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。

- (1) 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があった時。
(2) 休学、留年、停学、退学など学籍上の異動があった時。

13. 奨学生終了後の心構え

当奨学財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えております。

奨学生終了後も、常に連絡が取れるようにしてください。